

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市上下水道事業経営審議会 第1回部会		
事務局(担当課)	川西市上下水道局経営企画課		
開催日時	平成25年6月27日(木)午後6時～8時20分		
開催場所	川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委員	井上 定子、木本 圭一、藤井 秀樹、宮本 幸平、	
	その他		
	事務局	上下水道事業管理者、上下水道局長、経営企画室長、下水道技術室長、下水道技術課長、水道技術室長、水道技術室参事、水道技術課長、給排水設備課長、経営企画課長、営業課長、経営企画課長補佐、同副主幹、下水道技術課長補佐、同副主幹	
傍聴の可否	可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 部会長の選出 3 部会長挨拶 4 部会長職務代理者の選出 5 会議公開制度について 6 議事 1 平成23年度下水道事業会計決算の概要について 2 下水道ビジョンの経営・事業計画について 3 次回開催日時について 7 閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

(司会者) ご案内の時刻になりましたので、ただ今から川西市上下水道事業経営審議会 第1回部会を開会させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、先日の経営審議会におきまして、設置が決定されました当部会に、学識経験者の委員の皆さまにお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは早速ですが、当部会に部会長を置く必要があります。部会長の選出は、経営審議会規則第7条第2項により会長が指名することとなっておりますので、藤井会長からご指名いただけますでしょうか。

(会長) それでは、木本委員にお願いしたいと思いますので、木本委員を部会長に指名いたします。木本委員、よろしくお願いします。

(司会者) ありがとうございました。それでは、会長のご指名により、木本委員に部会長をお願いすることいたします。

それでは、木本委員には部会長席へ移動していただきまして、ご挨拶いただきますようお願いいたします。

(部会長) 会長のご指名により、部会長を仰せつかることになりました。木本でございます。皆様のお力添えをいただきながら、務めてまいりたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

(司会者) ありがとうございました。

なお、部会長におかれましては、当部会におきます審議の状況及び結果を、次期審議会へ報告していただくこととなりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

続きまして、木本 部会長、経営審議会規則第7条第5項により、部会長の職務代理者を指名していただく必要がありますので、ご指名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(部会長) それでは、宮本委員にお願いしたいと思いますので、宮本委員を部会長職務代理者に指名いたします。

宮本委員、お手数ですがよろしくお願いします。

(司会者) 続きまして、議事に入る前に会議公開制度について、事務局よりご説明させていただきます。

(事務局) それでは、川西市上下水道事業経営審議会 会議公開制度運用要綱については、第1回の経営審議会にて説明を行い、会議の傍聴を認めていくこととしました。

当部会に関しましても、同様に傍聴を認めてまいりたいと考えております。ただし、部会の会議録は要約したものを公開したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(司会者) ただいまの、会議公開制度にかかる傍聴について、ご異議等はございませんか。

(「異議なし」の声)

(司会者) それでは、部会長、これより議事進行をよろしく願いいたします。

(部会長) それでは、先ほどの説明により、当審議会については、会議の傍聴を認めることとします。本日の傍聴人はおられるでしょうか。

(事務局) 部会長、現在傍聴人はおられません。

(部会長) わかりました。

(部会長) それでは、これより議事に入ります。

まず、議事(1)の「平成 23 年度下水道事業会計決算の概要について」を議題といたします。
事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料に基づきまして、ご説明をいたします。

説明に入ります前に、資料の確認をいたします。まず、「会議次第」、資料1として、「平成 23 年度下水道事業会計決算の概要について」、資料 2「経営・財政の計画」、カラー刷りのツリー「基本理念 快適で安全な暮らしを支えるために」、資料 3-1A4 版と資料 3-2A3 版、資料 4「下水道ビジョンの経営・事業計画について」です。
不足の資料ございませんでしょうか。

それでは、平成 23 年度下水道事業会計の決算の概要を説明させていただきます。お手元の資料 1 をご覧ください。

(P2) 収益的収支とは、下水道使用料などの営業活動などの収入と、収入を得るための下水終末処理や施設の維持管理に要する経費などの支出のことです。

このグラフは、平成 23 年度の決算状況で、グラフの右側を収入、左側を支出として各科目を表示しております。収入から支出を差し引きました 4 億 4,132 万 2 千円が平成 23 年度の黒字額となっております。

(P3) これは、平成 20 年度から平成 23 年度までの収支実績です。

過去 4 年間を見ますと、下水道事業収益、費用ともに平成 22 年度から平成 23 年度へは減少しております。

平成 21 年度から 22 年度末まで継続された家電エコポイント事業等で家庭等の水回り機器が最新の節水型のものへ普及促進されたこと。また、23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、省エネ意識が高まり使用水量が減っておりまして、それに連動した使用料の減額から下水道事業収益が減っているものと思われます。

単年度損益をみると、平成 22 年度 3 億 6,300 万円で、23 年度 4 億 4,100 万円と増加しております。

これは、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間、公的資金補償金免除という国の臨時特例措置があり、この制度を利用して、より金利の低いものへ借換をしたことによって支払利息の費用が減少しました。その結果、収支は黒字で増加しています。その結果、単年度の黒字を積み上げました未処分利益剰余金が増加しています。

(P4) 下水道事業のもう一つの資本的収支、いわゆる下水道施設等を建設・改良し整備するための費用とそれに伴う収入の収支を示したグラフになります。

資本的支出では、借入金の元金を返済する費用が 27 億 9,414 万 2 千円となっており、下水道管を整備したり老朽化した下水道管などを改良する費用が 3 億 2,379 万円、及び流域下水道の建設費の負担金 1 億 944 万 7 千円などが主な支出となっております。

資本的収入では、企業債の借入れが、20億2,740万円、一般会計からの負担金及び補助金1億9,484万4千円が主な収入となっております。

なお、この支出から収入を差し引いて不足する額9億5,489万8千円につきましては、内部留保資金や、単年度の黒字を積み上げました利益剰余金を取り崩して不足額を補てんしています。

(P5)次に、資本的収支の過去4年間の状況です。

資本的支出においては、平成22年度と23年度は、低金利な企業債への借換えによる繰上償還を行ったため、借入金の元金を返済する費用が増となっております。それに伴い、収入も、企業債が借換えにより増となっております。

また、下水道管の整備や老朽化した下水道管などを改良する費用や流域下水道建設費は、健全な経営を続けるために事業の平準化を図っているため大きな増減はありません。

以上で平成23年度下水道事業会計決算の概要について説明を終わります。

(部会長) ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見等はありませんか。

(委員) 上水道の時には、収入の科目として分担金がありましたが、下水道については、分担金に相当する収入はないのでしょうか。

(事務局) 下水道には受益者負担金があります。資本的収支のその他の収入に含まれています。また、23年度決算では、397万9千円です。

(委員) ということは、上水道と違って資本的収入に入っているということですが、金額は少ないですね。

(事務局) 受益者負担金の制度は、昭和48年の都市計画法が制定されて、下水道を整備していくという中で、制度としては48年3月31日に受益者負担金に関する条例を制定しております。

受益者負担金については、各家庭の下水道を整備する以前に本管を入れるわけですが、それにより受益を伴う土地所有者に負担していただく制度です。一度負担いただくとその後に再び発生するという費用ではないので、下水の場合は金額が下がってきているということです。

下水道本管を入れまして、3年以内に引き込みして使えるようにしてくださいというお願いをしています。

(委員) 工事費は各家庭が負担しているんですか。

(事務局) 家の中の工事は各個人ですけれども、下水道の本管を敷設していくための費用として、下水により水洗化できるというところの土地の所有者には受益がありますので、その工事費の一部負担として受益者負担金をいただくということです。それは1回限りの負担となります。

だから、下水道事業は先行投資型ですので、先に下水道管を敷設して、それに対してこの土地は水洗化できるから、相当の負担金をいただくということです。

(委員) 上水道の場合は、結構コンスタントに一定額が入ってきて、しかもそれを収益的収入に入れているものですから、財政構造としてあまり健全とは言えない。つまり、新しく住宅の建築戸数が減ればそれは減って

いくもので、将来的に保証されないものです。下水道の場合は似たような問題はないかという確認をしました。

一つは、資本金的収入に入れているので、そこは会計学からすると、健全で適正です。しかし、金額が上水道ほど多額ではないので、収入源として不安定と考える必要はないのですか。

(事務局) 受益者負担金は、南部、北部、中部という形で、最明寺という河川がありますが、それから南は南部区域、それと猪名川から矢間が中部、上流が北部という3地域に分けています。

それは、下水道事業を実施するための事業費が違ってきますので、平米当たりの単価も3つに分けており、南部が150円、中部が180円、北部が100円です。土地が大きければお家も大きい。それだけの受益を受けるといことなので、面積に対していただいています。

(委員) 確認ですが、もともとの受益者負担金の制度というのは、新旧需要者の負担の公平を図るものです。新しく入ってきた人は本管と各家庭をつなぐ工事が必要であって、内側は各家庭あるいは不動産屋さんが工事をするんでしょうが、そこから本管との間には別途工事が発生するわけで、昔から住んでいる人にも負担を求めるといのは、公平性の観点から非常に問題です。つまり、新しく来た人の工事費まで昔から住んでいる人が負担するというのは不公平であるという主旨です。

(事務局) 土地に賦課するという形になっておりますので、その方が転出されたとしても、土地に賦課されている以上、次の方が入ってこられても受益者負担金は徴収しません。

(委員) 本管と各家庭の下水道施設を繋ぐなくてはなりません、この部分の工事費は誰が負担しているんですか。

(事務局) 本管は公共枡まで工事を行いまして、それからの宅内の工事につきましては、個人負担となります。公枡は継承されますから、費用自体はもう発生しません。

ただし、家を建て替えて、新たに別のところに移したいという場合には、本管までの費用については個人で負担いただきます。

(委員) 上水道と事情が違うということですね。上水道の場合は、結構な金額が毎年上がってきます。また、新規の着工件数は比較的コンスタントに推移しているので、一定の割合の収益が保証されているということです。

(事務局) 上水道の場合は、水道を新しく引かれる宅地に対して分担金がかかってくる。下水の場合は、家のところに公共枡をいれましたら、それに対する土地の面積で負担金がかかってくるので、後で区画割されても枡が増えるだけでその受益に対する費用は発生しません。水道の分担金と下水の違いというのはそういうところにあります。

具体的には、水道の分担金は創設途中から発生しました。昭和28年に水道が創設されまして、それから順次拡張を重ねていますが、開発が間に合わない、49年度に新しく増える方には整備した費用を負担して頂く、というのがスタートです。

下水の受益者負担金は49年度のスタートでございまして、そこから下水道整備が始まりました。面的整備を

全域するというのが基本目標でございます、公費で土地に公共用枡を一つつけるとこまでは下水道事業でやりますので、下水の普及にご協力くださいという、そのための負担金として面積あたりに 150 円なりの費用をいただきます。

それは、区画が分離されても戸数が増えるものではありませんが、水道の場合は受益が増えるという形で、費用負担の範囲が分岐から個人の費用であると水道法で定義されています。下水は、本管から公共枡を設置するまでは公共事業の整備範囲であるというところで、少し開きが出ています。

水道の分担金は 4 万円からスタートして、28 万 8 千円という費用に時代とともに増額させていただいています。下水道事業の場合は、受益者負担金の出だしの金額が低いですし、上昇率も当然その金額に見合ったものしかありませんので、相当金額としては抑えられています。だから、面的整備率が 99% ぐらいまでできておりますので、新しく投資としていただけたところは、残りの 1% ぐらいしかないということで、収入としては非常に少ないということです。

(委員) 資本的収支のところ、22 年、23 年は低い金利に借り換えて新たに起債を発行して、前の分を償還するということですが、それを差し引くと企業債は収束していくのか、膨らんでいくのかということをお教えください。

つまり、貸借対照表の金額が、いわゆる固定負債の企業債が 36 億で、別途他人資本金の企業債が 130 億あります。新制度では借入資本金は全部負債に振替られますので、160 億の企業債になってしまうという状況だとすると今後の企業債の残高、累積などについて、お教えください。

(事務局) 26 年度からの見込みではありますが、企業債残高については減っていく傾向にあります。一番ピークは平成 11 年で、その当時は 250 億程度の残高がありましたが、それ以降は下降傾向です。事業が減ってきたということがあると思います。

(委員) 収益的収支ですが、収入のところの一般会計からの負担金及び補助金は繰り入れの基準があるのですか。その基準通りに執行してこの金額が上がっているという理解で宜しいでしょうか。それに使用料を足して 23 年度決算額の単年度の黒字が 4 億 4 千万円くらいだということですね。

(事務局) そうということです。

(委員) 川西市の場合、地下水の利用については、あまり問題になっていないですか。

(事務局) 下水の方で単独で井戸を利用しているのは、42 件か 43 件です。比率からしたら、1% 台、2% 弱です。人数、世帯数によって換算して料金をいただいているという形になっています。

(部会長) 他には何かご質問はないですか。

(「なし」の声あり)

(部会長) それでは、続きまして議事の 2 「下水道ビジョンの経営・事業計画について」を議題といたします。

まず、 の経営・財政計画についてです。事務局からご説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料に基づきまして、経営・財政計画についてご説明いたします。

まず、経営・財政計画の業務量で、水洗化人口ですが、平成 28 年度からは減少傾向と見込んでいるため、35 年度の計画水洗化人口は、154,340 人で、10 年間で5,124 人の減となっています。また、一人一日当りの有収水量は、10 年間で8ℓ減に落ち込むと見込むことにより、年間有収水量は110 万 4,445 m³の減となっております。収益的収入及び支出の計画では、収入の下水道使用料はエコ型機器の普及や節水意識の定着などで使用水量が減少していることにより、減額に歯止めがかからない見込みとなっています。よって、収入全体もこの影響により、減収が続いています。

一方、支出の人件費は同額を見込んでいます。猪名川流域管理運営負担金については、平成 26 年度以降は負担割合が増えることにより、増額分を見込んでいます。支出全体では 26 年度と 35 年度を比較しますと、大きな増減はございません。

10 年間の収支では、収入が 255 億 6,400 万円、支出が 233 億 5,900 万円なので、22 億 500 万円の純利益となっています。なお、単年度収支では、10 年間は黒字で推移するものと見込んでいます。そのため、繰越利益剰余金は 35 年度末で 24 億 5,300 万円になる見込みです。

資本的収入及び支出の計画では、10 年間で収入が 118 億 6,300 万円、支出が 216 億 5,700 万円なので、97 億 9,400 万円の不足額を見込んでいます。

続きまして、貸借対照表で、運用、設備投資資金の状況についてご説明します。

平成 24 年度決算見込みの貸借対照表ですが、現金預金が 12 億円あります。また、当年度末処分利益剰余金 12 億 2,500 万円は補てん財源として、1 億 7,000 万円の処分を予定しておりますが、これまでの利益の積み重ねで 10 億 5,000 万円になる見込みであります。このあとにご説明いたします事業費の財源として、企業債の借入れ、国からの補助金、減価償却費などの内部留保資金、繰越利益剰余金の活用により事業を推進してまいりたいと考えております。

以上で、経営・財政計画の説明を終わります。

(部会長) 説明は終わりました。ただ今のご説明に対してご質問等はございませんか。

(委員) 企業債の収入、実際は負債なんですけど、こういう形で今後もそう伸びない、償還金もそれに並行して増えない。最後の 35 年には 10 億を割るといふ、こういう推移で間違いはないでしょうか。

(事務局) はい、そのように見込んでおまして、35 年度末の企業債残高は 113 億円を見込んでいます。

(委員) 減価償却がそういいながら減っていない。資本がどんどん少なくなっていく中で、減価償却はもう少し減るということはないんですか。

(事務局) 減価償却は今後上昇傾向にあります。

(委員) それは今までの耐用年数が長いということですか。

(事務局) それと整備をし続けていっていますので、その分の積み重ねで増えていっています。

(部会長) 事務局準備と変えてしまうようですけど、一番最初に全体を見たいので、基本理念との関係を、資料3 - 1、資料3 - 2を用いて、この議題の経営・財政計画の一部として説明いただけますか。

(事務局) それでは、資料3 - 1と資料3 - 2の2枚ものがありますので、それについて説明させていただきます。

まず、資料3 - 1で、資料3 - 2に示した各年度の事業計画の総額をあらわしたものでありまして、まず、下水道の基本理念「快適で安全な暮らしを支えるために」3項目の基本目標を立て、施策方針を示すことによりまして、下水道事業の具体的な施策を展開することで、将来にわたる快適な生活環境や浸水の防除、水質保全について役割を果たし、時代の変化にも対応していかなければならないと考えています。

そこで、下水道の事業の計画でありますけれども、まず、基本目標の「安全で安心な暮らしの実現」として、「計画的な改築更新と災害対策」で、その具体的な施策として、「施設の改築更新に伴う耐震化」です。その工事として、5つの工事が3 - 2の資料にあります。予算はすべて4条予算で約17億円の予定をしております。

次に、「浸水対策の推進」ですが、ハード面での事業では、雨水管渠築造工事であります。平成23年度末で72.1%が整備されてありまして、平成30年度で74.5%を施工する計画です。その事業費は、資料が間違っているんですが、2枚目の「中央北地区等下水道整備」というところの、雨水管渠築造工事、この部分も「浸水対策の推進」の項にちょっと入ってきております。ですから4,400万円はこれにプラスした分でございます。

だから、その事業費が、先ほど申し上げました中北事業費を含めましたら65億円となります。また、ソフト面におきましては、雨水貯留タンク設置助成制度で、この制度は平成25年度より国の補助金を活用いたしまして、市の水環境に対する市民意識の向上に資する目的で制度を開いたしました。

これらの事業を計画的また平準化して行うための総費用を、先ほど申し上げました中北の雨水事業を合わせまして、全体で24億8,500万円という事業費になってきます。

次に「快適な暮らしの実現」です。これは、「維持管理」と「普及促進」に分類しまして、維持管理には主に雨水ポンプ場及び汚水マンホールポンプの保守委託でございます。年々老朽化する施設の修繕費用が必要となってきます。平成30年度までの事業費用は約12億円を考えております。

それから水洗化に伴う「普及促進」は、先ほど申し上げました水洗化に向けた事業でありまして、平成23年度末の水洗化の普及率は98.6%でありまして、下水本管の面積整備率としましては84.5%でございます。平成35年度には100%近い整備率となるよう計画しています。普及促進に伴う平成30年度までの事業費用は約10億円でございます。

次に、「運営基盤の強化」としまして、管路情報の充実ということで、マッピングシステムの情報を平成25年度、今年度に行います。そのために年々事業を行うことによる更新や5年ごとのリプレースや保守費が必要となってきますので、30年度まではデータ更新等で2,800万円の費用を計画しております。

また、下水道事業に関しましては、補助を充てているのが実情でございますので、社会情勢の変動によっては事業を先送りしないといけないということもあるものであり、その場合は優先順位によって事業を行っているのが現状でございます。

(部会長) 今の説明は、資料3 - 1で各年区画があるが、結局は各年は空欄の26年度から30年度までの総計であること、それから大きな区分が「安全で安心な暮らしの実現」「快適な暮らしの実現」であること、さらに

「運営基盤の強化」では、「経営の健全化」の計画値は0円で、広報のマッピングシステム保守で金額が上がっているのみであることに関してでした。

それともう1点ですけど、資料についての説明として、3条、4条についての法的根拠のごく簡単な説明を資料3 - 1の下にでもつけていただきたいと思います。

資料2では経営・財政の計画の詳細に金額推移が示され、資料3 - 1、3 - 2での大きな区分は、いずれビジョンの大きな施策項目の対象になるであろう項目で、これらは3ページとついている資料の「基本理念」のところであがっているものでした。

何か、ご質問ございませんでしょうか。

(委員) 資料2ですが、最初いくつかの細かな点の確認と、あと全体的な趣旨に関する質問があります。

細かな点ですが、まず、経営・財政計画の1ページ目ですが、業務量のところですけども、人口、世帯数が長期的に減っていくという見通しを立てられていますが、これは前提としてほぼ明らかであるという理解でいいんですか。

(事務局) 総合計画を今回、市の方で策定しているんですが、その時に将来推計人口を立てておりました、その数字を参考にしているというものです。

それには、これからの人口の動態などを加味していますから、市としてこういった人口推計でいくという形になっています。

(委員) 転入というのはあまりなくて、自然減で人口がじわじわ減っていくということですか。

(事務局) 総合計画の人口推計は、出生率を参考にしています。コーホート法で推測しておりました、それでは毎年出生率が下がっていることと、死亡率も推測から導き出されております。それをみると、毎年じわじわと下がるという傾向を示しております。

(部会長) 転入はあまり想定していないんですか。

(事務局) 転入は調査を一定かけていまして、市内動向はある程度判断できているみたいですけども、転入の判断は人口推計ではなかなかできないというのがその中で示されております。ご存じのとおり、駅前のマンション群がこの年度から26年度に向けて相当完了していきます。

その推計でも、各団地からの市内転入が8割程度で、これは上下水道局がマンションができて閉開栓の届をいただく中でも、大体同じような傾向でありまして、市外からの流入は非常に少ないというふうに推計されています。

(委員) それと2つ目は、2ページ目ですけども、収益的収入及び支出の計画で、いろんな数字がコンスタントに動いていると思うんですけども、注目したいのは支出の部分の委託料です。処理を市外に委託しているものも多いと思いますがいかがですか。

(事務局) この委託料は、ポンプ場の管理委託とか、緊急的な浚渫とか、管のつまりの復旧などを委託するも

のです。

(委員) これは増加していくという見通しですね。これは値上げが見込まれるということですか、それとも処理量が増えていくということですか。

(事務局) 管路が老朽化してきていることから、それに伴う修繕費や浚渫的なものが増えるのではないかと、いふふうなことを懸念して、上がっていくということです。人件費も上がる要素はあるという思いでもあります。

また、施設の方でマンホールポンプとか、新たに設置した分のメンテナンスが増えたりとか、委託のエリアが増えてきたことによる増を見込んでいます。

(委員) 細かい点の3つ目は、3ページ目の資本的収支の計画ですね、補てん財源なんですけど、繰越利益剰余金等が平成33、34、35のへんでぐっと減っていくわけですが、これはどういう事情ですか。

(事務局) 企業債の残高、償還金の方が減ってきておりまして、その影響で補てんする財源の方も少なく済んでいるという状況です。

(委員) わかりました。繰越利益剰余金が減っているのではなくて、繰越利益剰余金からの補てんが減っていると。要するに、健全化していっているということです。

最後は、全体に関する質問です。10年間の長期的な見通しを立てていますが、見た感じ、計画よりも見通しみたいなどころがある。つまり、人口の減なんかは計画ではないですね。だから、見通しの部分とそれに基づく計画の部分があると思いますが、計画の部分のポイントというのはどこを見ればいいんですか。

(事務局) 35年度までの事業計画、ざっとした費用ですが作成しています。それを全体的に単年度ごとに事業費をはじき出しています。その中で、今までもっている収支の関係で、企業債の借金とか、受益者負担金の費用の発生とか、それがどれぐらいになっていくのかという予測を立てながら35年度までの事業を考えたものです。

(委員) 例えば、資本的収支の企業債の収入金額、それから支出の企業債の償還金というのは、金融商品なので金額が自動的に上がってくるんですね、計画するまでもなく。だから、これで拝見しますと、支出の建設改良費のへんが計画ということですか。

(事務局) 結局、有収水量がどうなる、人口がどうなる、使用量の関係、大きくは3条で言いますと、その辺をどう見通すかということと、それと老朽化が進んでいますのでやる事業は非常に多いということです。その辺りからすると、建設改良を毎年どの程度見ていくのか、それを見通す中では収支、繰越利益剰余金、その辺りが関連してくると思います。

それと、今は企業債の方が建設改良よりも大きい数字が入っています。通常は、建設改良の範囲内では起債は発行できないですが、この差というのは資本費平準化債を発行しながらお金を回しているということで、実情は非常に苦しいことになっているということです。そこも加味しながら、建設にどの程度投資していくかという見通しが非常に難しいと思っています。

(部会長) さきほどのご質問は、たぶん浸水対策の推進という、新たに進めるという項目なのに、3条という現状維持、新たな修繕、耐用年数が伸びるものではない費用項目のはずなのにこういうタイトルのもとにあるのはどういう理屈かというのが質問だと思います。

維持管理を徹底したら浸水対策はよりできると、逆に言うともれがあるとそれはできないから推進の中に入れているという理解でいいんですか。

(事務局) ゲートに対しても、本来ならそこに設置してはならないけれども、用水と兼ねたゲートがあり、管渠においてもあります。それを上げないと浸水対策にならないということもありますので、完璧なものにしておくという意味からすれば3条で通常の形のものはしておきたいということです。

基本的には減価償却も関わってきます。3条でやる分には償却をしていません。

(委員) 収益的収入の減価償却と資本的収支の損失勘定留保資金が同じ金額なんですが、平成35年度だけ917と779で違っていますが、トータルが違っているのはどういうことですか。

(事務局) 35年度につきましては、財源が7億7,900万円ということで、内部の減価償却費以内でおさまるといことです。

それを充てても足りないということなんで他の財源を充てているということですが、35年度につきましては、不足額が内部留保資金以内でおさまっているのを記載しています。

(委員) 基本理念のプリントの「快適で安全な暮らしを支えるために」ですが、「安全」よりも「快適」の方が先ですが、下の基本目標は「安全」の方が先です。

つまり、体系性というんですかね、日本語的な解釈からすると、安全というのはミニマムの目標ですよ。 「快適」よりも断然重要性が高いわけです。だから、基本目標の順番の方がわかりやすいのかなと。最低限の安全を確保した上で、さらにいい状態にもっていくというのが「快適」なのかなというふうに理解したんですね。

そうすると、スローガンがひっくり返っているなど。多少不便でも安全が第一だと思いますね。趣旨をそういうふうに理解した場合ね、何をあいても安全が第一だと。プラスアルファの価値を付けると言いますが、プラスアルファのサービスを考えた場合に快適という目標が出てくると、それを支えるための基盤というふうな並びになると思います。その場合に、「安全」というところと「快適」というところの施策方針の割り振りがこれで対応しているかどうかということがわかりづらいんです。

施策方針を拝見しますと、「計画的な改築更新と災害対策」で、その方針というのは施設の老朽化に対応した改築更新ということで安全・安心につながるだろうと、災害もそうですね。

ところが具体的な施策を見ますと、「施設の改築更新に伴う耐震化」なんですね。力点が「耐震化」にあるのかなと。それから「緊急時の体制整備」で、これも日常生活的なものを想定しているんじゃないかと緊急的なことですよ、もそうですね。

そうすると、地震だとか浸水だとか臨時の天変地異の対策はありますが、それ以外の平時の日常生活の安全・安心の取り組みというのはどこに整理されているのかなということなんですね。

もちろん災害時の対応というのは重要ですけども、それも日常生活の平時の安全・安心があつての話です。おそらく事業計画でも、そういうところに使うお金というのはあるんじゃないかと思います。

(部会長) 委員がおっしゃっているのは、事務局からは、これの中身は恒常的な保守、改築、修繕という答えがくると思うんですけども、この経営審議会ではビジョンを最終的に答申しないといけないですね。

そうすると、具体的な施策の文言にどれくらい縛られるのかという話で、確かに委員からご指摘があったように、耐震化、緊急時、浸水対策というふうに急に起きたことが具体的な施策やタイトルが上がってくると、安全という絶対ミニマムというところの具体的な施策がビジョンのタイトルとしてそうなっちゃうんで、というご指摘だと思うんですね。

(事務局) 基本理念は、上下水道局の目標としているものがありまして、その中で作った言葉を使っているということです。総計の中では、施策として「安全で安定した上下水道の環境整備を推進し、健全な事業経営に努めます」ということになっていますので、やはり安全が前に出て、おっしゃる通りだということです。部会の中で、この言葉に縛られるということはありませんので、よろしくお願いします。

(部会長) 具体的な施策の はあとで議題がありますので、具体的な中身はそこでご説明していただくことでいいでしょうか。問題意識としては、部会が審議会に内容を申し上げる時に、ビジョンのもとになる項目であるとか、そういうことは結構重要になってくると思いますので、そういう意味での委員のご指摘だったと思います。

(委員) 表の下の方も、今の話と関連しているんですけども、「快適な暮らしの実現」に関連する施策方針が「維持管理」となっていて、維持管理というのは“快適”よりも“安全・安心”の方では、両方入ってくるのかも知れませんが、具体的な施策も「施設の調査・診断及び点検の実施」なので、メインの老朽化対策が見えにくくなっているなという感じがするんですね。

それから、「快適な暮らしの実現」のもう1つの施策方針が「普及促進」なんですけれども、普及率はもう約99%いっているんですね。普及促進の余地はあるわけですけども、やはりこれがメインの施策方針になるのかなという思いはあります。

(事務局) 水洗化率としては98.5%となっています。

1つの課題が下水道にはありまして、川西市の場合、私道が多いんです。私道の水洗化をどうしていこうかというのが今一番ネックになっているところであり、それが最後に100%にならないところが下水道技術の方としてどうしたものかというのを検討しているところです。

ですから、普及促進の中に水洗化ということを入れさせていただいています。

川西能勢口駅前はまだバキュームカーが走っています。汲み取りをしている場所が中心部であります。議会でもその辺は非常に議論になっているところです。再開発の絡みもあるんですけども。

(部会長) メインの駅前でというのは“快適”とは言いにくい感じですね。その辺りは「快適な暮らしの実現」は、予定では次回の議論でしていく内容ですね。

その部分は次回審議という前提で、今問題提起いただいておりますのは、今おっしゃった快適な暮らしというには、維持管理していったかなり普及が高いというところにさらに普及という2項目なのかということをお願いします。

最終的なビジョンの策定に向けて部会は今日入れて3回議論しますので、施策方針とか具体的な施策の項目立て、ビジョンというからには、安全、快適というのが具体的に出てくるようなそういう項目立てをしていきましょうという問題提起としてよろしいですか。

(事務局)ご意見を踏まえまして、次の部会の時にツリーの整理もさせてもらって出させていただきたいと思えます。

(部会長) 後で審議していくとたぶんわかるんですけど、計画的な改築更新の後の具体的な施策は、必ずしも緊急対応ではなくて、中身は保守点検もはいつている内容なので、ビジョンに向けてはタイトルの方を考えるとということになるんでしょうかね。

それでは、議題の 施設の改築更新に伴う耐震化、基本理念の施策方針1の具体的な施策 に該当します。

これについて、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 施設の改築更新に伴う耐震化ですが、市内の大規模団地は昭和 40 年から順次工事完了しております、污水管をみると、毎年 10 km程度の延長で進んできて、その結果、40 年以上経過した污水管、污水管渠延長が 100 kmに達しており、特に昭和の時代に施工された污水管渠はヒューム管、コンクリート製でございます。

ヒューム管が多く、その継手不良や蓋からの木の根や侵入水に対する対応を行う必要があります。このような老朽化・耐震性の不足した管渠は、破損によって道路陥没のリスクも高まっており、日常生活や社会活動に重大な影響を与える恐れがあります。

また、雨水施設につきましても、雨水ポンプ場の老朽化や劣化、浸水被害を起こす恐れが生じます。定期的な点検や調査を実施し、施設状態を的確に把握しなければなりません。改築・修繕の実施に当たっては、物理的、機能的、経済的の3つの視点からライフサイクルコストの最小を図りながら実施してまいります。

下の写真ですが、これがちょうどヒューム管で、先ほど説明にも出てきましたが、コンクリート製品で、この長さが 2m43 cm、この管を繋ぎましてマンホール間を繋いでいるというような製品でございます、上の写真がその継目のところから木の根が侵入しまして、これが大きくなりますと管を閉塞する問題が生じるような状況写真でございます。下の侵入水の污水本管写真ですが、この管は污水管でございます、当然流れるものは本来汚水しか流れないというのですが、これも継ぎ目から地下水及び雨水が浸透しているような状況写真でございます。

次のページをお開き願います。下水道施設の耐震性能の向上、新たに整備する施設、設備の耐震性能は施設の重要度の設計、地震のレベルに応じて定めております。既存施設につきましては、施設の改築計画を考察した水道長寿命化計画に基づき改築時期に合わせて耐震化を図ります。

一つの候補としまして、下水道管渠の更生工法というものがあまして、更生工法とは既設マンホールからパイプを挿入するため、非開削で施工できる。新設管は地下水位や土圧に耐えうる高い強度を要する。既設管内に継ぎ目のない連続した新しい管渠を形成し、漏水、侵入水、侵入根等を防止する。耐水性、耐摩耗性、耐食性に優れ、柔軟性もあるため、地震や地盤変動による管の変異・変形にも追従可能であります。ちょうど先ほどのヒューム管というコンクリート製品の材質ですね。その中にパイプを入れまして、加熱して密着させるというような工法でございます。

次のページにその施工手順が載っておりまして、まず既設の管の洗浄を行います。それから、管内の調査、カメラを入れまして、そこで調査をする。それから、パイプを入れますラインニングの準備工という形で、それからパイプを挿入し、熱を加えて形成、その後マンホールの管口を処理し、仕上がり、最後検査ということになります。

下の工法概要図というので、ちょうど上部で塩ビ製のパイプを入れまして、片方の人孔で引っ張っていくということで、マンホール間が繋がりましたら、そのマンホールの所でパイプを切断して、この間の過程で加熱処理というのがでてまいりまして、加熱した塩ビのパイプが内部断面に密着するという形になり、最終マンホールでパイプを切断し、なおかつ取付管、ちょうどこの間にあるわけですが、これにつきましても、カッティングして、処理をするというような、今現在管の付け替え以外で出来るこの工法が今一番主流となっています。

次のページに進みまして、長寿命化対策の定義という所でございます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期限を経過した施設に対し、対策実施時点から数えて処分制限期間以上の使用年数を期待できるとともに、原則として当初の設置時点から数えて改築通知に定める標準耐用年数以上の使用年数を期待できる対策をいいます。

長寿命化対策を実施した場合において、長寿命化対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策をいいます。以上より、次の 4 条件をすべて満たしている場合に限り、「長寿命化対策」と認められるものがございます。対策時点で、設置から処分制限期間を経過していること。対策後、処分制限期間以上の使用が期待できること。対策により、標準耐用年数以上の使用を期待できること。年平均費用が安くなること。

次のページをお開き願います。施設の改築工事に伴う耐震化ということでございまして、前回もご説明させて頂きましたように汚水管渠、今現在 488.59 km、うち管更生が終了している部分が延長 11.38 km、40 年以上経過した汚水管は 100 km 以上です。

ということで、下の表でございますが、今後のいわゆる長寿命化対策として、まずは平成 26 年度に長寿命化の計画を策定いたしまして、のち 5 年間で整備をしていく。それと、平成 31 年に再度長寿命計画を策定しまして、さらに 5 年間整備をしていくという形になっています。その絡みですが、雨水ポンプ場長寿命化計画による改築・修繕ということでありまして、前川雨水ポンプ場につきましては、昭和 49 年に建設されまして、39 年経過しております。前川雨水ポンプ場につきましては、平成 23 年度に長寿命化計画を策定しております。その策定に基づきまして、平成 24 年度、昨年ですが、実施設計を委託しまして、平成 25 年度、今年度から長寿命化対策の工事に向こう 5 年間入っていくような計画でございます。

続きまして加茂雨水ポンプ場ですが、昭和 56 年建設されまして、32 年経過しております。加茂の雨水ポンプ場の長寿命化計画の策定につきましては、一応昨年度終了しております。今年度実施設計を済み、来年度から向こう 5 年間計画でございますね。それで、工事に入っていきます。という予定でございます。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

(部会長) 今のご説明に関する質問ですが、具体的な固有名詞と長寿化対策関係と両雨水ポンプ場が出てきたのですが、基本目標施策別事業計画では前川ポンプ場の耐震事業、汚水ポンプ場の改築更新、それから、老朽化対策更新工事の管路更生工事、このあたりが資料内に固有名詞として出てこなかったです。例えば、計画的な改築更新と災害対策、あるいは雨水ポンプ場長寿化計画かな。このあたりのような、ご説明に対応して頂いて、どういう状況でというのはごく簡単に教えていただいてもいいでしょうか。

(事務局) まず、前川ポンプ場・加茂ポンプ場につきましては長寿命化対策ということで、策定もしております、対策をこれからとっていくような形になっております。なおかつ、污水管渠につきましては、せいぜい 2%弱しか進んでないという現状がございます、これの対応についてはどのようにして計画をもっていくのかということですが、これにつきましても、今年度マッピングシステムが構築されます。今までは台帳というものが紙ベースでございます、いわゆる現況の把握が出来なかったという欠点ございました。

今年度マッピングシステムができますと、各々の管の属性、管の種類、管の口径、布設年度等の属性を持たした形がなされますので、その仕様をもとに長寿命化の策定計画を立て、管渠の長寿命化対策を計っていかうかなという考えでございます。

(部会長) ということは、特に管の更生工事については長寿命化に対応するような資料的なものは、現状では作ってなくて、それに基づいて今後作りますと、それは、費用的には約 5,000 万ですということですかね。

(事務局) 今のところ、補助採択というのもまだされていませんから、今補助採択基準といたしまして、長寿命化計画を策定しなければ補助を採択して頂けませんので、まずそれを策定いたしまして、それから年次的に、今は単費で年間 4000 万とかの工事費になっていますが、補助が採択されますと、二分の一の補助金が付きまますので、総計画を立てながら年間の事業をこなしていくということです。

(部会長) とすると、基本目標施策別事業計画の資料 3-2 にある上から 5 番目、老朽化更新工事というのは基本的には全部長寿命化更新工事で行っていくという意味ですか。

(事務局) 基本的にはそういう考えでございます、ただ、調査して管自体が座屈しているという場合は管更生では施工できませんから、新たに管を入れ替えるというような形のもでてまいりまして、今回の管更生工事というのはパイプを入れますと、ほぼ、コンクリート製品であれば今現在 50 年という値が出ていますが、これにつきましても同等の強度と保たれる、という長寿命化という一点の利点があるということです。

(部会長) じゃあ、その工法が使えない分についての 5 番目の 5 年間での 5,000 万の予算ということですか。

(事務局) 基本的に、もともと補助対象になるような事業なのですが、長寿命化計画を策定してからでない補助対象にならない、その前に更新工事がやっていかなければならない時は、従来 1 億円の予算をつけていたのです。ところが、長寿命化計画を作ると、補助が入るんじゃないか、何も市の単費でやることはないということで 5,000 万円におとしてきた経過があります

(部会長) 平成 26 年度では、これまで補助が受けられなかった分ののこりが L=710m になって、これが 5000 万という意味ですか。

(事務局) そういうことです。

(部会長) あと、前川ポンプ耐震事業、污水ポンプ場の改築更新の長寿命化更新工事というのは、同様の長

寿命化更新工事ということですかね。

(事務局) そうです。

(部会長) わかりました。これは計画策定が先で今回のご説明の資料には入っていないということですか。以上私のほうから確認をさせて頂きました。

施設の改築更新に伴う耐震化。予算的には資料 3-2 の 5 年の計画の集計等、資料を参考にしながら、ご質問あるいはご意見等ありましたら、よろしくお願いします。

(委員) 長寿命化対策は、更新のことですよ

(事務局) 長寿命化という名称は、以前は改築工事という形で補助金の体系上はなっておりましたが、補助体系の中から消されまして、それが長寿命化という名称に変更になってきたという経過であります。

下水道工事をやっております、以前はコンクリート製品のヒューム管という材料を使っていましたが、阪神大震災前後から、塩化ビニール管の材質に変化してきました。

ヒューム管というのはコンクリート製品ですので、やっぱり地震等に非常に弱いと。阪神大震災時点検をしましたら管の座屈がございまして、早急に入れ替えをしなければいけないという事象が発生しました。それ以降、揺れに強い塩化ビニール管、弾力性がございまして、本管がそれに変わってきておまして、本管の変更と人孔部分の可とう管継手の部分がクッションになっているという形で、耐震性に寄与している形の材質を阪神大震災以降変えてきたという、耐震性の対応でございます。

(委員) 基本的には耐震化ということですか。

(事務局) 当然、ヒューム管の中に塩ビ管を今回管更生でやっていきますので今まででしたら 2.43m で継ぎ目部分があった部分が一本の管になるということです。なおかつ、地震が管に帯びた場合、コンクリートが割れますが、中の更生している管については耐力性が保存されますのでそのまま割れずに残るといったことです。

(部会長) 継ぎ目が無いというのはこの図のイメージ通りなのですね。この形成工法のこれってなんかにゆるにゆるっと出しながら形成してずっといくみたいなイメージですか。

(事務局) もともととはですねこういう断面になっています。ぺちゃんこになっています。それをずっと引っ張っていきまして、そこで地上から熱風を送ります。風船みたいに膨らませて、密着する。それから硬化に数時間かけてじっくり冷やしていく。そうしますと、管に密着するということです。ですから、地震が起きた場合、表のコンクリートのヒューム管は割れますが、中の管更生した塩ビ管は残るような形でございます。

(部会長) 平成 26 年から平成 35 年度までの長寿命化計画の表があります。これを拝見しますと、年度の延長距離が出ていますので、これをざっと足し算すると、10 年間で 22 km ぐらいです。これは 40 年以上経過した污水管が 100 km 以上あるというわけです。10 年間で 5 分の 1 で、安全は保障されるのですか。

(事務局) 実は、この辺も40年以上経つ管が100kmも残っている。こんな施工ペースで間に合うわけがないというご指摘も十分理解しています。長寿命化の策定するとき、このへんも踏まえながら基本的には長寿命化計画の策定というのは、それ以降5年間の計画までしか認めてもらえませんので、当然その排水区単位の対応となってくると思います。策定するときには、補助金等も見ながら、市の財政も見ながら、なおかつ、一般管渠の整備もほとんど99%ぐらいありますので、そちらの対応がもう必要なくなると転換していかなければならないというのがありますので、その辺は策定計画を作るときに加味しながら100kmの管をなるべく早く耐震化させるということです。

(部会長) 今の補助率はいくらですか。

(事務局) 今50%ですが、補助額は、東日本大震災の絡みで昨年本要望だした内の4割を削られております。

(委員) いろんな諸般の事情をにらみながら計画を立てなければいけないわけですけども、3分の1ぐらいは欲しいですね。5分の1というのはちょっと厳しい。

(委員) 資料間の項番・タイトルを整合させた方が良いと思います。

(部会長) 最終的なビジョンづくりに向けては資料の整理もしまして、たしかに基本目標施策別計画と対応させないといけないのは資料見てすぐに分かりましたが、なかなか説明聞きながらチェックするのは難しい。

トータルで一番大きいのは雨水ポンプ場の改築更新で、これが最終的な資料の11億2,900万円ですよ。やっぱり補助金貰わないといけないので、長寿命化対策ということにしていけないといけない。財政的な基盤も合わせながらいけないといけないですが、3分の1は欲しいというところが計画では5分の1になっているということです。

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

(部会長) それでは続きまして、議題の(2) 緊急時の体制整備についてご説明をお願いします。

(事務局) 緊急時の体制整備、危機管理訓練による緊急時の能力向上を川西市上下水道危機管理行動指針、別添参照でございます。これに基づき、災害発生直後からの復旧作業について関係機関との連携を図りながら迅速かつ的確に対応できる体制を強化します。

上下水道局独自の危機管理訓練を実施し、水道事業の職員及び関係機関と連携しながら緊急時の活動要領の習得と能力向上を図ります。写真の上の方が、上下水道局で昨年度行いました危機管理訓練の様子です。下の方が川西市の水防訓練です。

次のページをお開き願います。緊急時の体制整備、国の方としては、災害対策基本法、市としましては、川西市地域防災計画ということで、地震災害対策計画と風水害対策計画という二つに区分されております。

局としては、川西市上下水道危機管理行動指針というのがあります。目的として、この行動指針は、風水

害、地震等の災害及び水質事故、テロ、停電時、湧水、下水道管渠の流出不能時の事故などについて事象が発生した場合において、川西市地域防災計画及び川西市水防計画に定めるもののほか、災害及び事故等に係る情報収集、応急給水、応急復旧工事等、危機発生時の危機管理行動に関して上下水道局の基本的な対応等を定めるものと致します。

災害組織及び事務分担、上下水道災害・事故が発生し応急対応、応急措置等対策活動の必要が生じたときは、その業務を統括するため災害等対策本部を設置するものとし、その事務局を上下水道局内に設置します。

次のページをお開き願います。これが組織図になっています。上下水道局の組織図です。
以上でございます。

(部会長) はい、ありがとうございます。それではこの部分についてご質問等ありませんか。

(委員) これは、予算が一切上がらないでいいのですか。どのように体制を組むか、どのようにしていくかってことですね。確認の意味で、この危機管理訓練の写真は何をしている所ですか。

(事務局) 23年に上下水道が統合しまして、水道職員につきましては当然給水タンク車の使用方法、利用方法と熟知はしているわけですが、下水の方としては初めての事でありまして、まず、災害起きた時にお困りの市民のために水を早く供給しなければいけないという状況の場合、その状況を察し、下水道職員を含めた中で、まずタンク車の方、第一からの勉強という形で昨年させて頂いたということです。

もう1枚は、土嚢造りの写真です。

地域防災計画に風水害等対策計画がありまして、年に一度、水害に備えた水防訓練と地震に備えた防災訓練を実施しています。

(委員) 例えば、地震の時の対策ですけども、下水道関係で避難所とかの下水が詰まってしまって、トイレが使えなくなったときとかありますよね。そういうのはさっきの更生工事とかで目処はたっているのですか。

大規模災害が起こった時の避難所での光景で、神戸市では学校にマンホールを設置して、その上に簡易トイレが置けるような形、ループを作ってというようなことをしていますけど。

(事務局) できればそういうことが好ましいと思いますけども、今の下水道の財政状況からは非常に難しい。それと、災害時のトイレという部分でいくと下水道がやるべきなのか、市の方でやるべきなのかとか。簡易トイレの購入というのも、私どもも僅かに持っていますけど、これもはたして我々が持つものか、美化環境部が持つのか、危機管理室でもつのか、その辺の調整がまだ実際にはできてないという所が現実的なところですよ。

(部会長) その問題提起はビジョンに入れるかどうかは別にして、部会で議論した方がいいですね。

(委員) 市民からすると、局がやろうが市がやろうが、そういう問題ではなくて、復旧するまでの間、避難所とかで生活するわけですよ。ずいぶん水道や下水道で苦労されているわけですよ。

(事務局) 水の方は応援協定もありますし、給水タンク車もありますし、対応はある程度はできますが、東日

本大震災でも、処理場が浸かってしまって下水道が非常に困った。

当初は処理場が駄目でもある程度は水道が復旧すると流れていたのですが、それがどこにいったかという、管の中に溜まっていた。現地調査に行きましたけども、行ったときにマンホール開けると空だったけど、帰るときは満タンだったみたいです。非常に大事な問題ではあるかとは思いますが、ただそうすると、下水財政破綻するなという思いがあります。

(委員) どうなってどうなるのかというなんですよ。それから、市と局ですね。うちじゃないよみたいな話になってくると一番困るのは市民の方なので、やっぱりある種のシミュレーションをして、押し付け合いではなくて、川西市全体が一丸となって動けるように、あるいは近隣都市と連携してスムーズな対応ができるような体制を整える、それがやっぱり本旨ですよ。これが今回の審議会に入ってくるかはわかりませんが、問題提起としては考えておく必要があります。

(部会長) 緊急時の体制整備の図の下の目的のところの応急復旧工事というのは、下水では主に何をさすのですか。

(事務局) 阪神大震災の時の話ですけど、引き込みの宅内管、本管や人孔などでも液状化現象で上に上がってしまう。そういうものについて仮設をやるという形のものとなっています。

(委員) 上水は来なきゃすぐにわかりますが、下水はわかりません。だから、下水の復旧工事の場合本当に難しいなと思います。どういう検査方法があって、どういう風になさっているのかなと思いました。やはり、マンホール開けるしかないのかなって。

(事務局) 水道が復旧しなかったら下水は流れませんので、だから、水道復旧がどこまでいくのかっていうのを現地で調べるというのがまずあります。

(部会長) よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

(部会長) それでは最後の議題になりますが、浸水対策の推進についてのご説明をお願いします。

(事務局) 浸水対策の推進、浸水履歴のある地区から重点的に整備。雨水整備には長期的で膨大な費用を要することから、浸水被害の発生恐れがある地区については、浸水被害を軽減するよう優先的に浸水対策整備を進めます。

この写真は昨年施工しました雨水幹線です。雨水整備に関しましては72%を終えており、残り28%という形で整備して、費用財源等考えながら運営していく、今後の課題になっていくのかなと。

続きまして、浸水対策の推進、水路スクリーンの緊急点検。水路に設置されているスクリーンのゴミ詰まりによる溢水を防止するため、市内54箇所のスクリーンを毎月1回、定期点検として職員が5班に分かれ実施しております。さらに、台風や集中豪雨など気象状況に気を配り、それらの接近が予想される場合にも、事前に

緊急点検を行っています。上の写真がゴミのかかったスクリーン。下の写真がゴミを撤去した様子でございます。

次のページをお願いします。雨水流出抑制による浸水被害予防と軽減についてPRし、実施を呼びかけます。一般家庭を対象に雨水貯留タンク設置助成金を交付し、雨水の流出抑制に協力してもらいます。また、一定規模以上の開発行為については雨水調整施設の設置協力を要請します。市内調整池数 52 箇所。容量としましては 300 m³ ~ 77175 m³。内市管理としては 27 箇所でございます。

雨水貯留タンク、川西市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱。目的といたしまして、この要綱は、自らの住宅に雨水貯留タンクを設置しようとする者に対して、川西市雨水貯留タンク設置助成金を交付することにより、雨水の流出及び有効利用を図り、良好な水循環型社会の創出と意識の高揚を図ることを目的と致しております。雨水貯留タンクとは、屋根に降った雨を集めてためておくものです。タンクにためることで集中豪雨のときなどに雨水が一挙に河川に流れ出るのを防ぎ、洪水などの浸水対策にもつながります。また、ためた雨水は打ち水や散水のほか断水時にトイレの水などに利用することができます。

以上でございます。

(部会長) 何かご質問等、ご意見等ありますでしょうか。

(委員) 雨水貯留タンクというのはいくらぐらいなんですか。補助といいながらあまり高価なものにはみえなかったもので。もともとどれぐらいの価格で補助はどのぐらいなのか教えて頂けますか。

(事務局) 市の要綱によりますと、100ℓ以上のタンクを設置してください。いわゆる一軒に一箇所という形でこの助成といたしまして、購入・設置費用の2分の1の負担、限度額は3万円。基本額が6万円です。補助の額が2分の1の3万円という形で、その2分の1、1万5千円が国の補助、あとは市の負担という構成になっております。

設置費用を調べましたら、メーカーにもよりますが、6万弱ぐらいで設置できると思っていたのですが、先日広報で貯留タンク制度を掲載しましたら、ある企業が3万円で設置しますという形でまわっているみたいで、メーカーによって若干費用が変わってくると思います。

(部会長) これも先ほどの基本目標施作別事業計画の関係では、雨水管渠築造工事が一枚目の工事ですね。雨水ゲート保守工事はスクリーンじゃなくて工事だからこれは資料にはない分です。水路保守工事もこれはない分でしょうか。ご説明の所にはなかった分ですね。

質問ですけど、貯水池の設置協力要請は要請するんだけど市からの支出は0円ですか。

(事務局) 調整池の設置につきましては開発の関係で決められておまして、1ha以上の開発につきましては600 m³の調整池を設置しなさいという附置義務がついております。それ以外の1ha未満の調整池につきましてはあくまでお願いというスタンスです。川西の場合、大規模団地が多数ございますので、その面積に応じた容量の調整池が設けられております。

(部会長) そうすると、文言が今のご説明とちょっと一致しないのがあるのかなと思います。一定規模以上というのは、今のご説明と合わせるとすると、1ha以上という意味ではなくて、ある一定以上で1ha未満については

という意味ですね。設置することが決まっているのなら、1ha 以上は協力要請ということではないので。

(事務局) 開発行為による場合です。

(部会長) そうすると、一定規模以上というのはどんな目安でお願いするんですか。

(事務局) 過去の事例と致しましては、4000 m²ぐらいの開発行為がございまして、そこにはお願いしてそれに
応じた調整池を設置して頂いた経緯がございます。

(部会長) 市でお願いされるのは基準はないということですよ。一定規模以上をお願いするということですね。

(事務局) 池なんかを廃止されてそこを開発されると、そういう場合下流がまだ整備されてきておらない水路
がございましたら、そういう時にはこういうものを作ってください。要するに一回水を溜めておいて一挙に流れ
るのを防いで、ちよろちよろ流していこうという趣旨で、そういうときにはお願いしています。

(委員) 工事費は、ここには入っていないということですね。

(事務局) 入っていません。ただ、浚渫を業者がやったのちに市の方に移管されるんですが、27 箇所を市内
管理ということで、この箇所については市がこの部分をいただいて、後のメンテナンスをやるということです。

(委員) ということは、水路補修工事の中にその経費が入っているということですか。

(事務局) そうです。浸水水路補修工事に含んでいます。

(部会長) 資料的に全くないのは雨水ゲート保守工事ですね。

(事務局) 雨水ゲートはちょっと写真も載せておりせん。

(部会長) 了解です。あと、54 箇所のスクリーンを毎月 1 回というのは、このスクリーンはこの書き方だと、市
管理と決まっている意味ですかね。

(事務局) はい。市が設置したスクリーンとなります。

工事整備しましたときに、危険が生じる箇所、暗渠になっている場合、子供が入ったりするということがあります
ので、そういう場合は手前にスクリーンを設置して入るのを防止しているというようなことがほとんどですね。

(部会長) この水路のスクリーン清掃は、職員の方が定期的に行くことにしておられるということですか。

(事務局) やはり幹線になりますと、降雨時には結構流量流れてきますし、逆にいえば市民の方々が片時で

やっていただける分であればありがたいですけども、そういう危険が生じますのは市の職員でというのが基本的でございます。

(委員) 委託もしていますか。

(事務局) あまりひどい部分につきましては業者の方に委託して撤去するという形をとらせていただいています。

(部会長) そうだとすると費用が発生しますね。目標別施策事業計画には入らないけどどっかにはいるのですか。

(事務局) 水路浚渫の中に入っています。

(部会長) 何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

(部会長) それでは、本日の予定しておりました議題は以上でございます。

それで、部会長としてお願いします。基本目標施策別事業計画の中で、こちらの資料の中になかったのがいくつかありました。それについて、何らかのごく簡単なご説明でもいいのですが、どういうものがわかる資料を追加いただきたいと思います。前川ポンプ場耐震事業とか汚水ポンプ場の改築更新とか、雨水ゲート保守工事などですね。もしこれを全部ビジョンの中に入れるとすると、項目的にはそれの中に資料入ってくると思いますし、それをまずお願いしたいと思います。

それでは本日の議題は終わります。

最後の議題は次回開催日でございます、7月6日土曜日午前10時に2回目を開催いたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

本日はありがとうございました。